

海幕厚生第1054号
7 . 3 . 9
改正 海幕厚第136号
27 . 3 . 31
海幕厚第192号
令和元年5月29日
海幕厚第98号
令和3年4月16日

各部隊の長 殿
各機関の長

海上幕僚長

管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿の様式について（通達）

標記について、下記のとおり定め、平成7年4月1日から実施する。

記

- 1 管理職員特別勤務実績簿
別紙様式第1のとおり。
- 2 管理職員特別勤務手当整理簿
別紙様式第2のとおり。

添付書類：別紙様式第1・別紙様式第2

管理職員特別勤務手当整理簿

部 隊 等 名	官 職	階級等	氏 名	俸給の特別調整額の区分

給与期間	勤 務 回 数			管理職員特別勤務手当の額	勤務状況管理者の確認	備 考
	第1項の勤務		第2項の勤務			
	6時間超	6時間以下				
年 1 月	回	回	回	円		
年 2 月	回	回	回	円		
年 3 月	回	回	回	円		
年 4 月	回	回	回	円		
年 5 月	回	回	回	円		
年 6 月	回	回	回	円		
年 7 月	回	回	回	円		
年 8 月	回	回	回	円		
年 9 月	回	回	回	円		
年 10月	回	回	回	円		
年 11月	回	回	回	円		
年 12月	回	回	回	円		

備考：1 勤務状況管理者とは、海上自衛隊の給与簿、出勤簿及び給与支給明細書の様式等に関する達(昭和38年海上自衛隊達第37号)第5条第2項の「勤務状況管理者」をいう。

2 「6時間超」とは、実働時間が6時間を超えた場合をいう。

3 第1項の勤務とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第19条の3第1項の勤務をいい、第2項の勤務とは、同条第2項の勤務をいう。

注：1管理職員特別勤務実績簿に基づき、勤務状況管理者が記入すること。

2「用紙の大きさは、A4判とする。